

社会科学の発展を考える円卓会議設置要項

平成30年3月14日

学 長 裁 定

(設置)

第1条 一橋大学は、産官学の英知を結集して社会科学発展のための方策を構想するため、社会科学の発展を考える円卓会議（以下「社会科学円卓会議」という。）を設置する。

(議論を行う事項)

第2条 社会科学円卓会議は、「社会から求められる社会科学の研究とそれに基づく人材育成」をテーマに、次に掲げる事項について議論する。

- 一 社会問題解決のための社会科学
- 二 経済活性化に資する社会科学
- 三 エビデンスに基づく政策立案に貢献する社会科学
- 四 科学技術の社会実装など文理共創課題に貢献する社会科学
- 五 社会科学系大学の経営における戦略と組織
- 六 その他社会科学の発展のために必要となる事項

(組織)

第3条 社会科学円卓会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 本法人の常勤の役職員以外の者で社会科学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が指名するもの（以下「学外委員」という。）

(学外委員の任期等)

第4条 学外委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 学外委員が任期中に欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 社会科学円卓会議に議長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、社会科学円卓会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員会)

第6条 社会科学円卓会議に、専門委員会を置く。

2 各専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、社会科学円卓会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年3月14日から施行する。